

## 財政局環境管理実行委員会設置要領

### (設 置)

第1条 大阪市府内環境管理計画（環境マネジメントマニュアル）（以下「管理計画」という。）に基づき、財政局環境管理実行委員会（以下「所属委員会」という。）を置く。

### (組 織)

第2条 所属委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、財政局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、税務総長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (会 議)

第4条 所属委員会の会議は、委員長が隨時、第2条第4項に掲げる者を召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (所属委員会の所掌事務)

第5条 所属委員会の所掌事務は、財政局の環境管理行動の推進に伴う、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 管理計画に基づく取組みの企画・立案・実行に関すること。
- (2) 管理計画に基づく取組みの周知・啓発に関すること。
- (3) 管理計画の実施状況の点検・評価・報告に関すること。
- (4) 職員の環境学習の推進に関すること。
- (5) その他、所属委員会の運営に必要な事務。

### (職場環境委員会の設置)

第6条 所属長が必要と認めるときは、所属委員会の下に職場環境委員会を置くことができる。

- 2 職場環境委員会の組織及び所掌事務は、所属長が別に定める。

(庶務)

第7条 所属委員会の庶務は、財務部財務課において処理する。

(施行細目)

第8条 この要領の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成9年8月4日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成14年9月1日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年7月19日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年8月1日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、平成25年10月25日から適用する。

附 則

この要領の一部改正は、令和6年11月1日から適用する。

別表

委員長	財政局長
副委員長	税務総長
委員	財務部総務担当課長
〃	税務部管理課長
〃	梅田市税事務所管理担当課長
〃	京橋市税事務所管理担当課長
〃	弁天町市税事務所管理担当課長
〃	なんば市税事務所管理担当課長
〃	あべの市税事務所管理担当課長
〃	船場法人市税事務所管理担当課長
事務局	財務部財務課